

議案第61号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の
一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(33) 遠隔地水上警戒作業手当

第31条の6の次に次の1条を加える。

（遠隔地水上警戒作業手当）

第31条の7 遠隔地水上警戒作業手当は、職員が本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域に
おいて、海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で公安委員会が人事委員会と協議
して定めるものに従事したときに支給する。

2 遠隔地水上警戒作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,650円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

遠隔地水上警戒に従事した地方警察職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしよ
うとするものである。